

平成 28 年

小松島市議会 1 2 月定例会議議案書

平成 28 年 1 2 月 5 日開会

目 次

	(P)
議案第 8 1 号	平成 2 8 年度小松島市一般会計補正予算 (第 2 号) 3
議案第 8 2 号	平成 2 8 年度小松島市競輪事業特別会計補正予算 (第 1 号) 8
議案第 8 3 号	平成 2 8 年度小松島市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) 10
議案第 8 4 号	平成 2 8 年度小松島市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) 12
議案第 8 5 号	平成 2 8 年度小松島市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) 15
議案第 8 6 号	平成 2 8 年度小松島市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) 17
議案第 8 7 号	小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について 20
議案第 8 8 号	小松島市長, 副市長及び教育長の給与条例の一部を改正する条例について 22
議案第 8 9 号	小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について 24
議案第 9 0 号	小松島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 26
議案第 9 1 号	小松島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について 32
議案第 9 2 号	小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について 35
議案第 9 3 号	小松島市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について 37
議案第 9 4 号	特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 39
議案第 9 5 号	小松島市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について 41
議案第 9 6 号	小松島市農業委員会の委員及び小松島市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について 43
議案第 9 7 号	小松島市農業委員会の選挙による委員の定数条例等を廃止する条例について 45
報告第 1 9 号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定) 47
報告第 2 0 号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定) 49

議案第 8 1 号

平成 2 8 年度小松島市一般会計補正予算（第 2 号）

平成 2 8 年度小松島市一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 1 9, 2 8 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 6, 2 5 2, 2 2 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加及び変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 2 8 年 1 2 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		3,303,948	190,146	3,494,094
	1 地方交付税	3,303,948	190,146	3,494,094
12 分担金及び負担金		125,897	7,133	133,030
	1 分担金	6,258	7,133	13,391
14 国庫支出金		2,864,876	227,995	3,092,871
	1 国庫負担金	2,069,511	47,804	2,117,315
	2 国庫補助金	785,793	180,191	965,984
15 県支出金		1,094,290	37,163	1,131,453
	1 県負担金	696,815	22,768	719,583
	2 県補助金	312,818	14,395	327,213
20 諸収入		175,393	3,648	179,041
	4 雑収入	163,083	3,648	166,731
21 市債		2,174,200	253,200	2,427,400
	1 市債	2,174,200	253,200	2,427,400
歳入	合 計	15,532,943	719,285	16,252,228

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		202,662	△7,066	195,596
	1 議会費	202,662	△7,066	195,596
2 総務費		1,571,773	14,958	1,586,731
	1 総務管理費	1,248,612	22,751	1,271,363
	2 徴税費	185,573	△6,894	178,679
	3 戸籍住民基本台帳費	69,592	△302	69,290
	4 選挙費	47,582	△1,293	46,289
	5 統計調査費	9,564	489	10,053

	6 監 查 委 員 費	10,850	207	11,057
3 民 生 費		6,440,433	319,808	6,760,241
	1 社 会 福 祉 費	2,216,829	266,894	2,483,723
	2 老 人 福 祉 費	679,583	2,202	681,785
	3 兒 童 福 祉 費	2,140,576	16,417	2,156,993
	4 生 活 保 護 費	1,304,815	34,270	1,339,085
	6 人 権 対 策 費	95,840	25	95,865
4 衛 生 費		2,265,067	51,656	2,316,723
	1 保 健 衛 生 費	1,154,402	62,161	1,216,563
	2 清 掃 費	1,110,665	△10,505	1,100,160
6 農 林 水 産 業 費		307,042	2,082	309,124
	1 農 業 費	293,954	2,082	296,036
7 商 工 費		84,915	5,057	89,972
	1 商 工 費	84,915	5,057	89,972
8 土 木 費		1,255,633	90,969	1,346,602
	1 土 木 管 理 費	28,665	11,284	39,949
	2 建 築 管 理 費	56,911	△421	56,490
	3 道 路 橋 梁 費	335,696	22,496	358,192
	5 砂 防 費	11,067	25,909	36,976
	7 都 市 計 画 費	347,287	26,533	373,820
	8 住 宅 費	228,110	680	228,790
	9 下 水 道 費	241,577	4,488	246,065
9 消 防 費		471,386	5,060	476,446
	1 消 防 費	471,386	5,060	476,446
10 教 育 費		1,038,173	4,172	1,042,345
	1 教 育 総 務 費	293,925	△6,534	287,391
	2 小 学 校 費	79,557	984	80,541
	3 中 学 校 費	45,725	2,365	48,090

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 幼 稚 園 費	107,345	1,393	108,738
	5 社 会 教 育 費	160,373	△2,861	157,512
	6 人 権 教 育 費	32,348	△282	32,066
	7 保 健 体 育 費	111,805	8,701	120,506
	8 学 校 給 食 費	207,095	406	207,501
12 公 債 費		1,874,633	232,589	2,107,222
	1 公 債 費	1,874,633	232,589	2,107,222
歳 出	合 計	15,532,943	719,285	16,252,228

第 2 表 地 方 債 補 正

1 追 加

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法
臨 時 財 政 対 策 債 借 換 債	227,100	普通貸借又は 証券発行	年利5%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地方 公共団体金融機構資金につい て、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の 利率)	借入先の融資条件に従うも のとする。ただし、市財政の 都合により据置期間及び償還 期限を短縮し若しくは繰上償 還又は低利に借換えすること ができる。

2 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
情 報 通 信 技 術 環 境 整 備 事 業 債	163,400	3,600	167,000
市 道 整 備 事 業 債	103,400	6,700	110,100
自 然 災 害 防 止 事 業 債	3,200	7,100	10,300
高 速 道 等 周 辺 対 策 事 業 債	43,500	8,700	52,200

議案第 8 2 号

平成 2 8 年度小松島市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 8 年度小松島市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 0 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2, 0 0 0, 2 0 8 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 8 年 1 2 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財 産 収 入		652	208	860
	1 財 産 運 用 収 入	652	208	860
歳 入	合 計	12,000,000	208	12,000,208

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸 支 出 金		652	208	860
	1 基 金 費	652	208	860
歳 出	合 計	12,000,000	208	12,000,208

議案第 83 号

平成 28 年度小松島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

平成 28 年度小松島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,099 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 533,738 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 12 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		170,444	1,099	171,543
	1 一般会計繰入金	170,444	1,099	171,543
歳入合計		532,639	1,099	533,738

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		28,508	1,099	29,607
	1 総務管理費	28,132	1,099	29,231
歳出合計		532,639	1,099	533,738

議案第 8 4 号

平成 2 8 年度小松島市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 8 年度小松島市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 5 9, 8 9 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 5 8 8, 6 9 6 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 8 年 1 2 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,168,712	51,276	1,219,988
	1 国庫負担金	789,294	4,365	793,659
	2 国庫補助金	379,418	46,911	426,329
4 県支出金		234,148	17,614	251,762
	1 県負担金	36,927	4,366	41,293
	2 県補助金	197,221	13,248	210,469
6 前期高齢者交付金		1,292,417	1,829	1,294,246
	1 前期高齢者交付金	1,292,417	1,829	1,294,246
7 共同事業交付金		1,331,369	20,221	1,351,590
	1 共同事業交付金	1,331,369	20,221	1,351,590
8 繰入金		368,659	62,505	431,164
	1 繰入金	296,343	62,505	358,848
11 繰越金		0	6,450	6,450
	1 繰越金	0	6,450	6,450
歳入	合 計	5,428,801	159,895	5,588,696

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		82,155	△5,604	76,551
	1 総務管理費	79,775	△5,604	74,171
2 保険給付費		3,297,933	62,500	3,360,433
	1 一般療養諸費	2,717,900	34,100	2,752,000
	4 一般高額療養費	368,900	26,300	395,200
	6 助産諸費	10,506	2,100	12,606
3 後期高齢者支援金等		493,053	26,410	519,463
	1 後期高齢者支援金等	493,053	26,410	519,463

4 前期高齢者納付金等		287	104	391
	1 前期高齢者納付金等	287	104	391
6 介護納付金		168,090	23,101	191,191
	1 介護納付金	168,090	23,101	191,191
7 共同事業拠出金		1,322,435	28,461	1,350,896
	1 共同事業拠出金	1,322,435	28,461	1,350,896
10 諸支出金		4,374	24,923	29,297
	1 諸支出金	40	24,923	24,963
歳出	合計	5,428,801	159,895	5,588,696

議案第 85 号

平成 28 年度小松島市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

平成 28 年度小松島市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,290 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,761,034 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 12 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		816,221	1,515	817,736
	2 国庫補助金	198,760	1,515	200,275
6 県支出金		527,540	108	527,648
	2 県補助金	13,887	108	13,995
7 繰入金		613,820	3,600	617,420
	1 繰入金	547,220	3,600	550,820
9 財産収入		156	67	223
	1 財産運用収入	156	67	223
歳入	合計	3,755,744	5,290	3,761,034

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		99,726	3,755	103,481
	1 総務管理費	63,965	3,751	67,716
	3 介護認定審査会費	35,089	4	35,093
3 地域支援事業費		86,142	568	86,710
	1 介護予防事業費	40,407	80	40,487
	2 包括的支援事業・任意事業費	45,735	488	46,223
4 諸支出金		49,177	967	50,144
	1 償還金及び還付加算金	49,011	900	49,911
	3 基金費	156	67	223
歳出	合計	3,755,744	5,290	3,761,034

議案第 86 号

平成 28 年度小松島市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 28 年度小松島市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 33,888 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 483,383 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 28 年 12 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		241,577	4,488	246,065
	1 他会計繰入金	241,577	4,488	246,065
5 市債		114,600	29,400	144,000
	1 市債	114,600	29,400	144,000
歳入	合計	449,495	33,888	483,383

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道費		210,781	31,530	242,311
	1 建設費	210,781	31,530	242,311
2 公債費		223,396	2,358	225,754
	1 公債費	223,396	2,358	225,754
歳出	合計	449,495	33,888	483,383

第 2 表 地 方 債 補 正

1 変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
公 共 下 水 道 整 備 事 業 債	114,600	29,400	144,000

議案第 87 号

小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例について

小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 45
年小松島市条例第 48 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 28 年 12 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和45年小松島市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号ア中「100分の165」を「100分の175」に改め、同号イ中「100分の132」を「100分の140」に改め、同号ウ中「100分の99」を「100分の105」に改め、同号エ中「100分の49.5」を「100分の52.5」に改める。

第2条 小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号ア中「100分の150」を「100分の155」に改め、同号イ中「100分の120」を「100分の124」に改め、同号ウ中「100分の90」を「100分の93」に改め、同号エ中「100分の45」を「100分の46.5」に改め、同項第2号ア中「100分の175」を「100分の170」に改め、同号イ中「100分の140」を「100分の136」に改め、同号ウ中「100分の105」を「100分の102」に改め、同号エ中「100分の52.5」を「100分の51」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 88 号

小松島市長，副市長及び教育長の給与条例の一部を改正する条例
について

小松島市長，副市長及び教育長の給与条例（昭和 50 年小松島市条例
第 41 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 28 年 12 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市長，副市長及び教育長の給与条例の一部を改正する条例

第1条 小松島市長，副市長及び教育長の給与条例（昭和50年小松島市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 小松島市長，副市長及び教育長の給与条例の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「100分の150」を「100分の155」に，「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は，公布の日から施行する。ただし，第2条の規定は，平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の小松島市長，副市長及び教育長の給与条例（以下「条例」という。）の規定は，平成28年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては，第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は，改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 89 号

小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
の一部を改正する条例について

小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平
成 24 年小松島市条例第 4 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 28 年 12 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年小松島市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「

371,000
419,000

」を

「

372,000
420,000

」に改める。

第5条第2項中「100分の137.5」とあるのは「100分の157.5」を「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」に改める。

第2条 小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の157.5」を「100分の162.5」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「条例」という。）第5条第2項の改正規定を除く。）による改正後の条例の規定は平成28年4月1日から、第1条の規定（条例第5条第2項の改正規定に限る。）による改正後の条例の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与（小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成26年小松島市条例第52条）附則第4項の規定に基づいて支給された給与を含む。）は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第90号

小松島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)の一部を別紙のように改正する。

平成28年12月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 小松島市職員の給与に関する条例（昭和32年小松島市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に、「100分の47.5」を「100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用 職員以 外の職 員	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900
	44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600
	45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400
	46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200
	47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600
	48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300
	49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800
	50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200
	51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600
	52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000
	53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400

54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100	
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300	
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600	
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900	
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200	
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400	
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700	
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000	
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200	
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400	
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700	
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000	
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200	
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400	
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700	
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000	
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200	
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400	
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500		
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800		
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000		
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200		
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500		
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800		
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000		
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200		
94		294,000	341,800				
95		294,400	342,300				
96		294,800	342,700				
97		295,000	342,800				
98		295,300	343,300				
99		295,700	343,700				
100		296,100	344,000				
101		296,300	344,300				
102		296,600	344,700				
103		297,000	345,100				
104		297,300	345,500				
105		297,500	346,000				
106		297,800	346,400				
107		298,200	346,800				
108		298,500	347,200				
109		298,700	347,700				
110		299,100	348,100				
111		299,500	348,400				
112		299,800	348,700				
113		299,900	349,200				

	114		300,200					
	115		300,500					
	116		300,900					
	117		301,100					
	118		301,300					
	119		301,600					
	120		301,900					
	121		302,300					
	122		302,500					
	123		302,800					
	124		303,100					
	125		303,400					
再任用 職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000

第2条 小松島市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に、「100分の52.5」を「100分の50」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（小松島市職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）第21条第2項の改正規定を除く。）による改正後の条例の規定は平成28年4月1日から、第1条の規定（条例第21条第2項の改正規定に限る。）による改正後の条例の規定は同年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与（小松島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年小松島市条例第51号）附則第6項の規定に基づいて支給された給与を含む。）は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第91号

小松島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市職員の退職手当に関する条例（昭和29年小松島市条例第3号）の一部を別紙のように改正する。

平成28年12月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

小松島市職員の退職手当に関する条例（昭和29年小松島市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第5項中「，その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り，「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め，同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め，同条第6項中「，その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り，「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め，同条第11項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め，同項第6号を次のように改める。

（6） 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第10条第15項中「第11項の規定は，」の次に「第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて，当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び」を加え，「これら」を「第7項又は第8項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は，平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 退職職員（退職した小松島市職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）であつて，退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき，この条例による改正後の小松島市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における小松島市職員の退職手当に関する条例第7条の規定の適用については，同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては，雇用保険法改正法施行日以後

の職員としての引き続いた在職期間)」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零）」とする。

第3条 新条例第10条第11項（第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の小松島市職員の退職手当に関する条例（以下この条及び第5条において「旧条例」という。）第10条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前1年以内に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

第4条 新条例第10条第15項において準用する同条第11項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する職員の退職手当に関する条例第10条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

第5条 施行日前に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者（施行日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。）に対する職員の退職手当に関する条例第10条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議案第 9 2 号

小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について

小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 4 1 年小松島市条例第 3 1 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 2 8 年 1 2 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する
条例

小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年小松島市
条例第31号）の一部を次のように改正する。

第14条第6項中「，その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事
務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り，「高年齢継続被保険者」
を「高年齢被保険者」に改め，同条第8項中「広域求職活動費」を「求職活動
支援費」に改める。

附 則

この条例は，平成29年1月1日から施行する。

議案第93号

小松島市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年小松島市条例第47号）の一部を別紙のように改正する。

平成28年12月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

小松島市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年小松島市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2項」の次に「，第3項」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第6条の2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は，配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。次条第1号及び第8条第1項第1号から第3号までにおいて同じ。）の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり，及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他市長がこれに準ずると認める事情とする。

第7条第1号中「（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下この号及び次条第1項第1号から第3号までにおいて同じ。）」を削る。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第 9 4 号

特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（昭和 3 1 年小松島市条例第 3 6 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 2 8 年 1 2 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年小松島市条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表中「

農業委員会	会長	月額	16,700	
	副会長	〃	14,300	
	部会長	〃	14,300	
	副部会長	〃	11,900	
	委員	〃	11,000	

」を

「

農業委員会	会長	月額	16,700	
	副会長	〃	14,300	
	委員	〃	11,000	
	農地利用 最適化推 進委員	〃	11,000	

」に改める。

附 則

この条例は、平成29年7月20日から施行する。

議案第95号

小松島市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例（昭和48年小松島市条例第8号）の一部を別紙のように改正する。

平成28年12月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

小松島市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例（昭和48年小松島市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「12歳」を「15歳」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の小松島市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

議案第96号

小松島市農業委員会の委員及び小松島市農地利用最適化推進委員
の定数に関する条例の制定について

小松島市農業委員会の委員及び小松島市農地利用最適化推進委員の定
数に関する条例を別紙のように制定する。

平成28年12月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市農業委員会の委員及び小松島市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）に基づき、小松島市農業委員会の委員及び小松島市農地利用最適化推進委員の定数を定めることを目的とする。

(農業委員会委員の定数)

第2条 小松島市農業委員会委員の定数は、19人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第3条 小松島市農地利用最適化推進委員の定数は、16人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第97号

小松島市農業委員会の選挙による委員の定数条例等を廃止する条例について

小松島市農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和32年小松島市条例第14号）、小松島市農業委員会の選挙区の設定及び選挙区毎の委員定数に関する条例（昭和32年小松島市条例第15号）及び小松島市農業委員会の部会の委員の定数に関する条例（昭和45年小松島市条例第21号）を、別紙のとおり廃止する。

平成28年12月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市農業委員会の選挙による委員の定数条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 小松島市農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和32年小松島市条例第14号）
- (2) 小松島市農業委員会の選挙区の設定及び選挙区毎の委員定数に関する条例（昭和32年小松島市条例第15号）
- (3) 小松島市農業委員会の部会の委員の定数に関する条例（昭和45年小松島市条例第21号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第19号

専決処分の報告について（損害賠償額の決定）

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年12月5日報告

小松島市長 濱 田 保 徳

損害賠償額の決定について

公用車運転中の事故に関し、損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額	380,000円
当事者	環境衛生センター職員
相手方	株式会社日峯タクシー
事故発生年月日	平成27年4月14日
事故発生場所	県道徳島小松島線（小松島市南小松島町2-17先）

事故の概要

小松島市南小松島町2-17地先の県道徳島小松島線において、西側方向の市道南小松島3号線から本市環境衛生センター車両が同県道（市役所から八千代橋方向）で渋滞により滞留している車両の間を抜けて進入する際、本市車両の左前方側面と県道を北方向から直進してきた相手方車両の右側前方部が接触した。

平成28年8月26日 専決第7号

小松島市長 濱田保徳

報告第20号

専決処分の報告について（損害賠償額の決定）

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年12月5日報告

小松島市長 濱 田 保 徳

損害賠償額の決定について

公用車運転中の事故に関し、損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額	286,200円
当事者	小松島市消防団員
相手方	小松島市大林町在住の女性
事故発生年月日	平成28年7月15日
事故発生場所	小松島市大林町字金島23
事故の概要	小松島市消防団員が、第18分団管理の消防車両を使用して、走行訓練を実施中、対向車を避けようと住宅の門扉に接近した際に、ハンドル操作を誤って門扉に接触したもの

平成28年10月19日 専決第8号

小松島市長 濱田保徳